

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年三月十八日奈良県指令中土第四七―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年六月十八日中土第六七―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋三八番及び三九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字金屋四九二番

山添君枝